

11 その他

○公益信託ニ関スル法律

公益信託の指導監督等に関する事務(知事分)

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		総務部	学事文書課	移譲対象 市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
1	第2条第1項	公益信託の引受の許可	本庁	0	行う事業又は受益の範囲が同一の市町村の区域内の法人に限る。	※「公益信託」とは、個人などが公益活動のために財産を信託銀行に信託し、当該銀行が目的に沿った管理運用を行うことを指す。	全市町村
2	第4条	所管する公益信託の事務の検査等	本庁	0			
3	第5条第1項	所管する公益信託の特別な事情が生じた時の信託の変更命令	本庁	0			
4	第6条	所管する公益信託の信託の変更、併合及び分割の許可	本庁	0			
5	第7条	所管する公益信託の受託者の辞任の許可	本庁	0			

公益信託の指導監督等に関する事務(教育分)

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		教育庁	教育政策課	移譲対象 市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
6	第2条第1項	公益信託の引受の許可	本庁	0	行う事業又は受益の範囲が同一の市町村の区域内の法人に限る。	※「公益信託」とは、個人などが公益活動のために財産を信託銀行に信託し、当該銀行が目的に沿った管理運用を行うことを指す。	全市町村
7	第4条	所管する公益信託の事務の検査等	本庁	0			
8	第5条第1項	所管する公益信託の特別な事情が生じた時の信託の変更命令	本庁	0			
9	第6条	所管する公益信託の信託の変更、併合及び分割の許可	本庁	0			
10	第7条	所管する公益信託の受託者の辞任の許可	本庁	0			

○地方自治法

新たに生じた土地の届出に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		みらい企画創造部	市町村課	移譲対象 市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
11	第9条の5第1項	新たに生じた土地の届出の受理	本庁	1		特例条例により鶴岡市、酒田市及び遊佐町に移譲済み	全市町村(鶴岡市、酒田市及び遊佐町は済)
12	第9条の5第2項	新たに生じた土地の告示	本庁	1			

○山形県職員等の給与に関する条例

市町村立学校職員の手当認定等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		教育庁	教職員課	移譲対象 市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
13		住居手当の支給に関する事務	-	-		特例条例により全市町村に移譲済み	全市町村(済)
14		通勤手当の支給に関する事務	-	-			